

(案)

農業特定技能協議会決定第1号

平成31年3月27日

令和4年2月22日一部改正

「農業特定技能協議会」規約

(名称)

第1条 本会は、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の全国的な周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別紙1の構成員により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

(活動)

第4条 協議会は、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む）
- 八 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

(運営委員会)

第5条 協議会に運営委員会を設置し、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会

(案)

の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

2 運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び運営委員会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課において処理する。

(地域協議会)

第7条 協議会は、地域の実情を踏まえた取組を行うため、別紙3の構成員により構成される協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、地域における第4条各号に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域協議会が定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(案)

(別紙1)

農業特定技能協議会 構成員

【農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

農林水産省 農産生産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省 畜産生産局 総務課畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁 政策課在留管理支援部在留管理課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
一般社団法人全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適
当と認める団体

(案)

(別紙2)

運営委員会 構成員

【事業所管省庁】

農林水産省 農産生産局園芸作物課
農林水産省農産局果樹・茶グループ
農林水産省 畜産生産局総務課畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁 政策課在留管理支援部在留管理課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課
外務省領事局外国人課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農林水産省が適
当と認める団体

(案)

(別紙3)

地域協議会 構成員

【当該地域の特定技能所属機関】

【事業所管官庁】

農林水産省地方農政局等
都道府県の農業担当部局

【制度所管官庁】

法務省地方出入国在留管理局
都道府県警察
厚生労働省都道府県労働局

【当該地域の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

都道府県農業法人組織
都道府県農業協同組合中央会
都道府県農業委員会ネットワーク機構
当該地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の地方
農政局等が適当と認める団体

「特定技能」の相談窓口 を開設しました

農業・飲食料品製造業・外食業分野の相談窓口のご案内

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる制度です。この度、農林水産省が所管する3分野（農業・飲食料品製造業・外食業）について、受入れ事業者様・関係機関様向けに相談窓口を設置いたしました。

事業者様向け相談窓口

☎ お電話でのお問い合わせ

03-6630-8179 平日10:00～17:30（土日・祝日・年末年始を除く）

✉ メールでのお問い合わせ

maff-gaikokujinzai@jtb.com

オンラインコミュニケーションツール（原則Microsoft Teamsでご案内いたします）を利用したオンライン対面相談も受け付けております。ご希望の方は、お電話またはメールにてお問い合わせください。

メールでのお問い合わせの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

- ☒ 【件名】事業者向け農林水産省特定技能外国人相談窓口問い合わせ
- ☒ ①企業名 ②住所 ③電話番号 ④氏名（ふりがな） ⑤受入れを検討している分野（※次よりご選択ください【農業 / 飲食料品製造業 / 外食業 / その他】）
- ⑥お問い合わせ内容

※日本語での対応となります。受入れ・受入れ支援を実施している外国人材の方も、お問い合わせください。

株式会社 JTB（新宿第二事業部/外国人材チーム）

※相談窓口は、農林水産省の補助事業で株式会社 JTB が運営しております。※個人情報の取扱いに関しては、株式会社 JTB の個人情報保護方針に則り、適切に適切に管理いたします。

URL <https://www.lapita.jp/privacy.html>

WEBサイトは
こちら

農業分野は
こちら



飲食料品製造業分野・
外食業分野はこちら



とく てい ぎ のう はたら はたら がい こく じん みな
特定技能で働いている/働きたい外国人の皆さまへ

とく てい ぎ のう
「特定技能」の
そう だん まど ぐち
相談窓口ができました

のう ぎょう いん しょく りょう ひん せい そう ぎょう がい しょく ぎょう ぶん や そう だん まど ぐち あん ない
農業・飲食料品製造業・外食業分野の相談窓口のご案内

のう ぎょう いん しょく りょう ひん せい そう ぎょう がい しょく ぎょう とく てい ぎ のう そう だん まど ぐち とく てい ぎ のう
農業・飲食料品製造業・外食業の、「特定技能」についての相談窓口があります。特定技能にな
るための試験についてや、どのような仕事ができるかなど、分からないことはいつでもお問
い合わせください。

が い こく じん む そう だん まど ぐち つか こ と ば
外国人向けの相談窓口 使える言葉

に ほ ん ご えい ご ちゅうごくご ご べトナム語・ミャンマー語・カンボジア語
日本語・英語・中国語・タイ語・インドネシア語

でんわ と あ
☎ お電話でのお問い合わせ

03-6628-8605

へいじつ
平日10:00~17:30
ねんじゅうむきゅう どにちじゅうじつ ないよう き べつ ひ れんらく
(※年中無休。ただし、土日祝日は内容を聞いて、別の日に連絡します。)

と あ
✉ メールでのお問い合わせ

maff-gaikokujinzai@jtb.com

そう だん まど ぐち
相談窓口では、オンラインのツール(Microsoft Teams)を使った オンライン相談も受け付けています。希望する人は、電話またはメールで問
合わせください。

そう だん まど ぐち
メールで相談するときは、必ず以下の内容を書いてください。

- ☒ 【件名】特定技能についての質問
- ☒ ①氏名 ②国籍 ③今住んでいる国 ④在留資格(日本に住んでいる場合の
み) ⑤働きたい分野(※次から選んでください【農業/飲食料品製造業/外食
業/その他】) ⑥お問い合わせ内容

しつもん れい
質問の例

- ① 特定技能って何ですか？ ② 会社からどのような支援を受けられますか？
- ③ どこで仕事を探せますか？ ④ どうしたら特定技能として働けますか？

株式会社 JTB (新宿第二事業部/外国人材チーム)

※相談窓口は、農林水産省の補助事業で株式会社 JTB が運営しております。※個人情報の取扱いに関しては、株式会社 JTB の個人情報保護方針に則り、適切に適切に管理いたします。

URL <https://www.lapita.jp/privacy.html>

WEBサイトは
こちら

のう ぎょう ぶん や
農業分野は
こちら



いん しょく りょう ひん せい ぞう ぎょう ぶん や
飲食料品製造業分野・
が い しょく ぎょう ぶん や
外食業分野はこちら



【令和4年度予算概算決定額 359（369）百万円】

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施、働きやすい環境の整備**等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

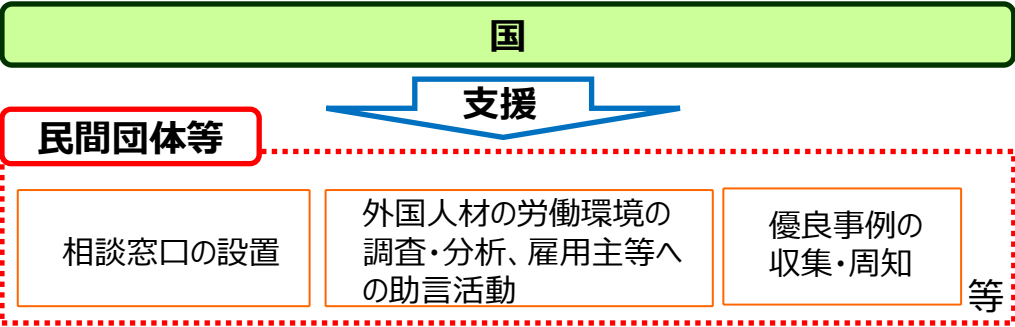
1. 技能試験の円滑な実施

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施



2. 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|--------------------|----------------|
| (農業分野) | 経営局就農・女性課 | (03-6744-2159) |
| (漁業分野) | 水産庁企画課 | (03-6744-2340) |
| (飲食料品製造業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 | (03-6744-2397) |
| (外食業分野) | 外食・食文化課 | (03-6744-2053) |